

基本仕様書

1 業務名

イベント情報紙「広島広域都市圏イチ押し情報ステーション“り～ぶら”」の制作・配付及びSNSによる情報発信業務

2 委託業務の概要

広島広域都市圏内への誘客や周遊促進及び特産品の販売促進等を図るため、圏域の地域資源やイベント等の各種情報を情報紙及びSNSをツールとして魅力的に発信・紹介する。

3 業務内容

(1) 情報紙の制作・配付

ア イベント情報紙の制作及び印刷

イ 広島広域都市圏各市町（以下「各市町」という。）との素材収集及び校正等の連絡、調整確認

ウ 原稿の電子データ及び掲載した画像データの納品

エ 成果物の指定箇所への納品

オ 制作に当たっての広島広域都市圏協議会（以下「協議会」という。）との協議（校正を含む）

カ その他、上記に付随する業務

(2) 協議会SNSアカウントの運用

当業務で運用する協議会SNS媒体は、以下のとおり。

- ・ インスタグラム（ribura_official）
- ・ フェイスブック（ひろしま都市犬はっしー）

ア 協議会SNSアカウントの記事投稿

(ア) 協議会SNSアカウントの記事作成及び投稿

(イ) 投稿内容を作成し、投稿前に各市町に校正確認の連絡、調整

イ 効果の検証

(ア) 協議会SNSアカウント及び投稿記事の拡散状況など、ターゲット層へのアプローチについて、取組の効果を検証し、その結果報告及び効果向上提案等を実施すること。

(イ) SNSアカウントの運用状況に係る検証結果報告は四半期ごとに行うこと。ただし、SNS広告の配信結果に関する各種指標については、毎月報告を行うこと。

(3) キャラクターの運用

当業務の実施に必要な範囲において、協議会が保有する「広島広域都市圏マスコットキャラクター ひろしま都市犬はっしー」（以下「本キャラクター」という。）の運用を行う。

ア 別途提供するデザインガイドやプロフィール等の指示に従うこと。

イ 本キャラクターのイメージ像に反する運用や、協議会及び本キャラクターのイメージを害する運用は行わないこと。また、本キャラクターに関する著作物の改変を行わないこと。

(4) その他

本業務を実施する上で、“り～ぶら”紙面と連携したWEBサイトの運営等、より有効だと考えられる事項がある場合は、協議会に提案を行い、協議の上実施すること。

4 仕様・規格等

(1) 情報紙の制作・配付

ア 情報紙の制作

(ア) 規格等

区 分		内容等
規格		A4版 8ページ以上
紙質		イベント情報紙に相応しい用紙
印刷数量		13,000部/回 × 3回 = 39,000部
製本		とじ無し 50部単位 左開き
印刷		カラー4色 オフセット印刷 両面刷り
校正		文字等の校正：2回、色校正：1回
作成回数		年3回 (秋号：9月1日号、冬号：12月1日号、春号：3月1日号)
紙面構成 (予定)	表紙	タイトル「広島広域都市圏イチ押し情報ステーション“り～ぶら”」 広島広域都市圏やコンテンツの紹介（本キャラクターを使用）
	特集記事 ①	各号2ページ程度 圏域共通のテーマを設定し、テーマに沿った情報を紹介する。
	特集記事 ②	各号3ページ（1ページ×3市町） 各市町の見所・特産品・イベント等の情報を紹介する（掲載市町については協議会から指定する。）。
	プレゼント 企画	各号1ページ 各号の特集市町からの読者プレゼントを掲載する。 ※市町へのプレゼントの選定依頼や費用負担は協議会が行う。
	イベント	各号1ページ程度 各市町のイベント情報と写真を紹介する。

(イ) 制作に当たっての留意事項

- ・ 写真やイラストを用いるとともに、文字の大きさや色合いに配慮するなど、幅広い読者層にとって読みやすい体裁とすること。
- ・ 特集記事については、読者の興味を惹きつけるとともに、イベントや観光名所、特産品など地域の魅力を発信し、各市町への理解・関心を深め、実際に訪れたいと思わせる内容とすること。各市町へのアクセス方法を記載する場合には、自動車だけでなく、公共交通機関を利用した場合も想定した方法を併せて掲載すること。
- ・ 内容については受注者が素案を作成の上、協議会事務局担当者と協議して決定する。
- ・ 作成に必要な素材や掲載情報について、受注者が直接各市町と協議しながら作成・素材収集等を行うこと。なお、協議会が用意する必要があるものについては、提供様式を提示すること。
- ・ 各校正について、受注者が直接各市町と協議しながら行うこと。
- ・ 制作に当たっては、環境負荷の低減に資する原材料や印刷方法を用いるなど、環境に配慮するよう努めること。

イ 情報紙の発行及び納入

(7) スケジュール

区分	発行日	対象期間	納入期限
秋号	9月1日	9月1日から11月30日まで	各発行日の5日前
冬号	12月1日	12月1日から2月28日まで	
春号	3月1日	3月1日から5月31日まで	

(4) 納入場所

配付先一覧のとおり

(ウ) 留意事項

- ・ 発行及び納入に当たっては、協議会と協議すること。
- ・ 原稿は電子データで協議会に提出することとし、協議会の承諾を得てから本印刷を行うこと。
- ・ イラストレータ等で作成した製版用の最終データを協議会に納入すること。なお、この仕様書に基づいて作成した原稿等に係る著作権等全ての権利は、協議会に帰属するものとする。
- ・ 制作したイベント情報紙に不良が発生し、配付に多大な支障を来すこととなった場合、検品等に要した費用については受注者の負担とする。

ウ その他

自由提案事項として、テーマ設定やコンテンツ、協議会SNS等のWEB媒体との連携方法・デジタルマーケティング等について案があれば提案すること。なお、必要に応じて協議会SNSを活用することも可能とする。

(2) 協議会SNSアカウントの運用

ア 協議会SNSアカウントによる投稿

- (ア) 投稿は、フィード投稿を基本とすること。また、ユーザーとのエンゲージメント向上を図るため、フィード投稿と関連付けたストーリーズの作成及び投稿を行うこと。ストーリーズは、フィード投稿の内容の補足、イベント告知、アンケート機能等を活用するとともに、必要に応じてハイライト機能を活用し、発信力の向上を図ること。
- (イ) フィード投稿及びストーリーズの内容は、イベント情報のほか、各市町の観光スポット、グルメ、文化、特産品、地域の魅力等を紹介するものを含むこと。
その際、投稿内容は、季節や話題性を考慮した内容とし、広島広域都市圏内の住民だけでなく、圏域外に転出した人もターゲットとした上で、地域の新たな魅力の発見を通じて関係人口の拡大を図るとともに、広島広域都市圏への愛着と郷愁を喚起し、将来的に圏域に戻ってきてもらうことを企図すること。
- (ウ) イベント情報の投稿に当たっては、1回の投稿で取り上げるイベント数は最大10件程度とし、“り～ぶら”紙面作成に当たり各市町が提供するイベントから、開催時期を考慮するとともに、市町に偏りが生じないように選定した上で掲載すること。また、紙面に掲載されたものとは異なるイベントも掲載すること。
- (エ) 投稿に当たっては、ユーザーの目を引き、実際に訪れてみたいと思わせる投稿内容とすること。主に写真やイラストを用いて視認性を高め、画像に掲載する文章は最低限にし、詳細はキャプションに記載すること。
- (オ) 投稿内容の作成に必要な素材や掲載情報については、受注者が直接各市町と協議しながら作成・素材収集等を行うこと。
- (カ) 投稿に使用する写真や動画は、“り～ぶら”紙面作成に当たり各市町から提供された素材や受注者により新規撮影したものをを用いるほか、既存の写真等を使用することができることとする。

る。市町に新たな写真等の素材提供の依頼が必要な場合は、受注者から行うこと。

ただし、その使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用し、許諾が必要な場合の手続き等は受注者が行うこと。

- (キ) 各市町から、地域のスポットやグルメ等の紹介について依頼があった場合には、内容を確認の上、可能な範囲でフィード投稿及びストーリーズにて紹介を行うこと。
- (ク) 投稿に当たっては、効果的なハッシュタグを10個程度使用すること。なお、このうち「#ねえはっしー」は固定とする。
- (ケ) フィード投稿は、週2回以上に分散して行うこと。
- (コ) 前記(ケ)による投稿が難しい期間がある場合には、協議会と事前に協議を行うものとする。
- (カ) フィード投稿については、1か月分の主な投稿スケジュールを毎月作成し、投稿予定月の10日前までに提出すること。なお、契約を締結した月及び事務局や広島広域都市圏に参画する各市町から適宜投稿依頼があった場合はこの限りではない。投稿原稿の校正は、受注者が直接各市町と協議しながら行うこと。
- (シ) 投稿に対してのコメントやダイレクトメールを受信した際には、必要に応じて、協議会と協議の上、ユーザーに返信等の対応を行うこと。
- (ス) 投稿に対して不適切な反応等が発生した場合は、協議会と協議の上対応すること。

イ SNS広告の配信

- (ア) 協議会で作成した動画を使用した広島広域都市圏協議会の広告及び“り〜ぶら”紙面の広告をInstagram上で年間を通して適宜掲載すること。フィード広告・ストーリーズ広告・リール広告を組み合わせ、紙面の発行時や各市町のイベントの開催時期等に応じて配信内容を調整し、適宜配信すること。広告の掲載対象の年代は20代から30代、地域は広島県、山口県、島根県及び首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）・関西圏（京都府、大阪府、兵庫県）とする。
- (イ) Instagram広告の配信スケジュールを毎月設定し、配信の10日前までに提出すること。
- (ウ) 広告配信における表示回数目標値は毎月30,000回以上とする。ただし、ターゲット層への効果的なリーチを図る観点から、事業者の提案により、より高い水準の目標設定を行うこともできる。また、表示回数、視聴回数、クリック率等の配信結果に係る各種指標について、毎月報告すること。
- (エ) 上記のほか、より効果的な配信が可能な案があれば適宜提案すること。

ウ その他

自由提案事項として、投稿やSNS広告などの協議会SNSアカウントの運用に関して、より認知度の向上や、ユーザーとのエンゲージメント向上に効果的な案があれば提案すること。

5 その他

- ア 四半期ごとに当該期間内の委託業務実施報告書を作成し、協議会に提出すること。また、契約期間満了時には、業務完了報告書を併せて作成し、協議会に提出すること。
- イ 本業務実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- ウ 本業務を遂行するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- エ 本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。また、本業務終了後も同様とする。

- オ 受注者は、本業務の実施において第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。万が一、協議会が第三者から著作権等の主張、利用料の請求、損害賠償請求等を受けた場合には、受注者が自らの責任と費用負担でこれらに対処する。
- カ この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、双方協議してこれを定める。
- キ この仕様書に定めるもののうち、特別な事情が生じた場合、双方協議の上、仕様条件を変更することがある。